

奨学生募集要項（2024年度）

No. 30

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	中村積善会		
2024 募集依頼人数	2名		
募集学年	学部生 修士（博士前期）課程 博士（博士後期）課程 専門職大学院		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部・研究科		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 50,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	40歳以下 (2025年3月31日時点)
就労制限	学業に支障のあるような定職やアルバイトに従事している者は応募不可	出身地制限	無
その他応募条件	・学力基準あり 学部1年生：入学前直近の学校のクラス・学年または学部（科）における学業成績が平均水準以上 学部2年生以上：在学する学年の前年までのクラス・学年または学部（科）における学業成績が平均水準以上 大学院生：大学院における成績が特に優れ、将来高度な社会人・職業人として活動する能力があると認められる者 ・家計基準あり（日本学生支援機構の第一種奨学金の基準に準ずる） ・10月入学者で最終学年の者は応募不可		

奨学金を希望する皆さんへ

公益財団法人中村積善会

給費奨学金案内

当法人は故中村静尾氏が、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難なものに対し学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的として、1947年に文部大臣の許可を得て設立され、2013年4月公益財団法人に認定されました。

給費奨学金を希望する方は大学に申込をして下さい。大学から推薦された者を当法人の奨学規程・奨学生推薦基準等により選考の上、採用いたします。

以下に奨学金の出願資格・出願及び採用後の手続等の概要を記載しましたので、良く理解された上で申込をして下さい。（返済不要の奨学金です）

※ 本案内、推薦書は当法人ホームページからダウンロード可能です

公益財団法人 中村積善会

〒104-0061 東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル8階

電話 03-3573-6171 (担当) 横倉・小林・岡部

ホームページ URL: <https://nakamurasekizenkai.org>

〔出願の時〕

1. 出願の資格

- (1) 日本国内の大学(学部)・大学院(博士・修士・専門職)に在学(当法人の奨学金募集大学)する日本人学生及び海外からの留学生(在留資格が「留学」とある者)
- (2) 優秀な学生で経済的理由によって修学の困難な者
- (3) 留学生は私費留学生である者
- (4) 学長等の推薦を受けた者
- (5) 次の者は資格がない
 - ア. 出願時の年度末時点(翌年3月31日)の年齢が40才以上の者
 - イ. 勤務先から派遣されて在学する者
 - ウ. 学業に支障のあるような定職又はアルバイトに従事している者
 - エ. 秋入学者で最終学年の者

※ 学部・研究科の指定、学年制限はありません。

※ 他の奨学金との併用に制限はありません。

※ 当法人は日本学生支援機構の第一種の収入基準に準じており、家族構成により異なりますので、不明な点は大学にお問い合わせ下さい。

- 〈家計収入に関する参考〉 父と母、又は、これに代わって家計を支えている者の年間収入(前年1月～12月) 給与所得者の場合おおよその収入限度額は、
- ・出願者が大学学部生の場合： 収入限度額のめやすは、4人家族で約850万円です。
 - ・出願者が大学院生及び学部独立生計者の場合： 出願者本人(配偶者含む)の収入限度額は、
修士・学部独立生計者299万円、博士340万円です。
 - ・学部独立生計者とは、日本学生支援機構と同じ条件の者とします。
 - ・その他、家族構成によって異なりますので、詳細は大学にお問い合わせ下さい。

2. 奨学金の給付期間及び月額

- (1) 期 間： 給付開始の年月から在学する大学の最短修業年限の終期まで
- (2) 月 額： 全課程 50,000円 (返済不要)

3. 出願方法および必要な書類(出願に関する手続きは全て大学を通じて行います)

- (1) 奨学生願書・・・①大学から当法人奨学金の推薦を受けたものは、当法人奨学金オンライン申請システムで願書を入力する。
②「推薦書」「成績証明書」を取得して、大学へ提出し、願書入力完了したことを大学へ伝える。
③大学で「願書」「推薦書」「成績証明書」を確認後、大学がオンライン申請システムで当法人へ申請する。
- (2) 推 薦 書・・・ 当法人指定の書式で指導教員等に記入して頂き、原本を大学に提出する。
(当法人ホームページからダウンロードし、パソコン入力可)
推薦欄：大学の学長・研究科長・学部長等の公印は省略可です。
- (3) 成績証明書・・・正式のもの(コピー・成績表は不可)原本を、大学に提出する。
1年在学者・・・入学直近の学校のもの(例：大学1年生は高校又は短大等)
2年以上の在学者・・・在学する大学のもの(全ての学年)
但し、博士課程等で成績証明書が発行されない場合は前課程のもの

4. 申込期間・・・・・・4月1日から5月31日(大学経由で当法人へオンライン申請 5月31日必着)

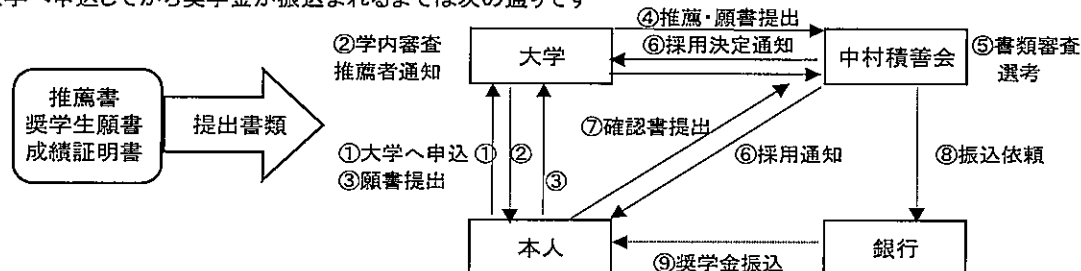
5. 採用の決定・・・・原則として出願期限後2か月以内

〔採用になった時〕

1. 採用者には、その旨を出願時に届出のメールアドレスに通知します。
当法人奨学金を受給する意思の有無を「確認書」によりオンライン提出していただきます。
(確認書提出者へ奨学金の支給をいたします)

申込から振込まで

大学へ申込してから奨学金が振込まれるまでは次の通りです



2. 奨学金の送金

原則として毎月10日(銀行休業日は前日)に本人指定口座(本人名義)へ振込送金します。

3. 奨学金の休止・停止又は廃止等

- (1) 休止・・・休学した時(最長3年間)
- (2) 停止・廃止
 - ア. 傷病等のために成業の見込がないとき
 - イ. 学業成績又は操行が不良なとき
 - ウ. 休学又は転学が適当でないとき
 - エ. 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - オ. その他奨学生として適当でない事実があったとき

4. 給付期間中の報告及び届出等

- (1) 報告・・・学業状況等を確認する為に提出していただきます
 - ア. 新年度報告書・・・毎年4月20日までにオンライン提出(毎年3月上旬本人宛通知)
添付書類・・・成績証明書(その年の3月末までのもの)
 - イ. 生活・学業状況報告書・・・毎年9月30日までにオンライン提出(毎年9月上旬本人宛通知)
- (2) 届出・・・当法人の書式でオンライン提出してください
 - ア. 休学、復学、留学、転学、留年の時は大学の証明書等を添付の上、各届出書を提出
※休学休止期間は最長3年間までとします(3年を超える場合は期間終了になります)
 - イ. 退学の際は辞退届を提出
 - ウ. 本人及び本人以外の連絡先の住所・電話番号等変更の時は変更届を提出
(住所・電話番号変更は電話でも受け付けます)
 - エ. 奨学金を必要としない事由が生じた時は辞退届を提出

5. 飛び級により大学院へ進学した時

給付期間は終了しますので、当法人へ連絡してください。期間終了報告書を提出していただきます。
なお、給費奨学金の継続申請が可能です。(下記、2. 上級学校進学奨学金継続制度を参照)

6. 大規模災害等の災害見舞金制度

大規模災害等で被災された方には、災害見舞金制度があります。

〔給付期間終了した時〕

1. 期間終了報告書の提出

奨学金の給付期間が終了した時、期間終了報告書をオンライン提出していただきます・・・提出期限3月31日

2. 上級学校進学奨学金継続制度について(3月1日締切)

給付期間終了後、期間を空けずに上級学校へ進学した場合に、給費奨学金が継続できる制度です。
(大学学部から大学院修士・専門職・博士、修士・専門職から博士への進学が対象)
募集人員が少ないので、ご希望に沿えない場合があります。

3. 給付終了後の進路

奨学生が学業を終了した後の進路について、当法人は制約しません。

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人中村積善会(以下「当法人」という)は、優秀な学生で経済的理由によって修学の困難な者に対し、学費を給貸与し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とする民間公益法人です。

当法人の取得する個人情報はこの目的に沿って使用するもので、「個人情報保護に関する法律」に基づき、個人情報に関して適用される法令及びその精神を尊重、遵守し、個人情報を適切かつ安全に取扱うとともに個人情報の保護に努めるものとします。

1. 個人情報の取得

当法人は、個人情報の利用目的を明らかにし、本人の意思で提供された情報を取扱います。

2. 利用目的及び保護

当法人が取扱う個人情報は、その利用目的の範囲内でのみ利用します。また、利用目的を遂行するために業務委託をする場合並びに法令等の定めに基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要とする場合をのぞいて、個人情報を第三者へ提供することはいたしません。

3. 管理体制

(1) 全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持出し等による、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。

(2) 個人情報をもとに、利用目的内の業務を外部に委託する場合は、その業者と個人情報取扱契約書を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

(3) 個人情報の本人による開示・訂正、利用停止等の取扱いに関する問合せは、随時受け付け、適切に対応します。

また、個人情報の取扱いに関する苦情を受付けた場合には、適切かつ速やかに対応いたします。

4. 法令遵守のための取組みの維持と継続

(1) 当法人は、個人情報保護に関する法令及びその他の規則に則った業務運営に努めて参ります。

(2) 当法人が保有する個人情報を保護するための方針や体制等については、当法人の事業内容の変化及び事業を収め巻く法令、社会環境の変化等に応じて、継続的に見直しと改善を実施します。

2024年3月

東京都中央区銀座6-2-1 Daiwa銀座ビル8階

公益財団法人 中村積善会

奨学規程

目次

章	表題	ページ
第1章	奨学生共通事項	1
第2章	貸費奨学生	3
第3章	給費奨学生	5
第4章	その他	5

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人中村積善会(以下「本法人」という)が定款に定める目的である奨学事業を遂行するために必要な事項を定める。

第 1 章 奨学生共通事項

(用語の定義)

第 2 条 この規定で使用する用語を次のように定義する。

- (1) 奨学生 … 本法人から学資の給貸与を受ける学生をいう
- (2) 貸費奨学生…給費併用型貸費奨学金を受ける奨学生
- (3) 給費奨学生…給費奨学金を受ける奨学生

(奨学生の募集範囲)

第 3 条 奨学生の募集範囲は、日本国内の大学または大学院に在学する日本人学生および海外からの留学生とする。

(奨学金の種類)

第 4 条 奨学金は、次の 2 種類とする。

- (1) 「給費奨学金」…返還不要
- (2) 「給費併用型貸費奨学金」…貸費奨学金に給費奨学金をセットしたもの

(給貸与の期間)

第 5 条 奨学金を給貸与する期間は、大学および大学院等の正規の最短修業期間内とする。

(出願手続き)

第 6 条 奨学生志望者は、次の書類を添えて本法人に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書(本法人の所定書式)
 - (2) 在学証明書
 - (3) 学長等の推薦書
 - (4) その他、本法人が指定する書類
- 2 前項の書類は本人または連帯保証人・保証人から本法人理事長宛提出するものとする。

(奨学生の決定)

第 7 条 奨学生は、本法人の「奨学生選考委員会」の選考を経てこれを決定する。

- 2 前項の決定は本人に通知する。

(期間中の報告)

第 8 条 奨学生は毎年度終了後次の書類を提出しなければならない。

- (1) 学業成績表
- (2) 在学証明書
- (3) 奨学生新年度報告書

2 年度途中には、「生活・学業状況報告書(本法人の所定書式)」を提出しなければならない。

(奨学生の指導)

第 9 条 本法人は、奨学生の資質の向上を図るため、学業および生活に関して以下の適切な相談および指導を行う。

- (1) 「奨学生指導懇談会」を全国の主要な地において開催する
- (2) 前条の報告に基づき適宜指導する

(異動届出)

第 10 条 奨学生は、住所変更、連帯保証人・保証人変更、その他重要な事項の変更及び休学等異動があったとき、直ちに届出するものとする。内容によっては連帯保証人または保証人の署名が必要となる。

(奨学金の交付)

第 11 条 奨学金は毎月本人の銀行口座振込をもって交付する。

ただし、特別の事情があるときは数ヵ月分を合わせて交付することがある。

(奨学金額の変更)

第 12 条 本法人は、奨学金の安定支給に努めるものとする。

2 経済情勢の急激な変化、天災等の不測の事態等特別な事情が生じたときは、第 20 条、第 27 条の定めにかかわらず奨学金の額を変更することがある。

(奨学金の辞退)

第 13 条 奨学生はいつでも奨学金の辞退を申出ることができる。

(給貸与期間の短縮)

第 14 条 本法人は、奨学生の学業成績の状況により奨学金の給貸与期間を短縮することがある。

(奨学金の休止)

第 15 条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金を休止する。

(奨学金の停止または廃止)

第16条 本法人は、奨学生が次の各号の一に該当すると認められるとき奨学金を停止または廃止する。

- (1) 傷病等のために成業の見込みがないとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学生として好ましからざる過激的な思想や言動のあったとき
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (5) 休学、転学が適当でないとき
- (6) その他、奨学生として適当でないとき

(返還請求)

第17条 本法人は、下記に掲げる奨学生の故意による重大な違反があった場合には、奨学金の支給を停止し、第4条の種類、第20条の内容にかかわらず支給した奨学金の給費部分を含む全額返還を直ちに求めることができる。

- (1) 第6条の出願書類に重大な虚偽記載があったとき
- (2) 第16条の停止等要件に、悪質性が認められるとき
- (3) その他、本法人が求める報告等に誠実性がなく、または提出物の不提出等不適切と認めたとき

第2章 貸費奨学生

(貸費奨学生の対象者)

第18条 貸費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1) 日本国内の大学または大学院に在学する日本人学生
- (2) 品行方正、学術優秀、身体健康で学資の支弁が困難と認められる者
- (3) 他の機関で貸費奨学金を受けていない者
- (4) 学長等の推薦を受けた者

(連帯保証人)

第19条 貸費奨学生願書には連帯保証人が連署しなければならない。

連帯保証人は本人の父母または成人している兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(奨学金の額)

第20条 奨学金の額は次のとおりとする。

給費併用型貸費奨学金

内 容		奨学金月額	備 考
支給総額		80,000円	<全課程共通>
内訳	貸費奨学金	50,000円	大学学部、大学院修士課程、 専門職大学院、大学院博士課程
	給費奨学金	30,000円	

(借用証書の提出)

第21条 貸費奨学生が卒業または第22条各号の一に該当したときは、連帯保証人と連署押印して、収入印紙の貼付が必要な場合は、印紙に消印の上所定の「奨学金借用証書(本法人の所定書式)」を提出しなければならない。

2 借用証書を提出しない場合は第17条3号を適用する。

(奨学金貸与の終了)

第22条 貸費奨学生が次の各号に該当したときは、奨学金の貸与及び給付を終了する。

- (1) 貸与期間の満了
- (2) 退学
- (3) 奨学金の辞退
- (4) 奨学金の廃止

(奨学金の返還方法)

第23条 奨学生は、前条により奨学金貸与が終了した月の6ヵ月後から、貸与を受けた月数の3倍の年月内に返還しなければならない。

返還方法は、原則として「半年賦返還」とし、特例的に「月賦返還」も認める。いずれかを選択して作成した奨学金返還明細決定書に基づいて返還するものとする。

- 2 前項の返還方法で返還できない事情のある場合は、返還計画書に基づき事務局長の承認を得なければならない。
- 3 返還途上において、全額または一部を繰上返還することができる。

(期間終了後の報告)

第24条 奨学金返還完了前の者は、次に掲げる異動があったときは直ちに届出なければならない。

- (1) 氏名、住所、電話番号等
- (2) 勤務先
- (3) 連帯保証人の身分
- (4) その他重要な事項

- 2 前項の届出は、本人が疾病などのために届出ることができないときは連帯保証人または家族から届出なければならない。
- 3 第1項(4)のうち「本人が死亡した」ときは、連帯保証人または遺族が戸籍抄本を添えて直ちに届出なければならない。

(返還の猶予と免除)

第25条 奨学金の返還猶予または返還免除について以下のとおりとする。

- (1) 貸費奨学生であった者が更に上級学校に進んだときその在学期間中は、奨学金の返還を猶予することができる
- (2) 傷病その他正当な事由により奨学金の返還が困難な者には、出願によって相当の期間返還を猶予または免除することができる
- (3) 奨学生または奨学生であった者で、奨学金返還完了前に死亡したときは、その後の返還を免除する

第3章 給費奨学生

(給費奨学生の対象者)

第26条 給費奨学生の対象者を次のとおりとする。

- (1) 第3条に該当する者
- (2) 優秀な学生で経済的理由によって修学の困難なもの
- (3) 留学生は私費留学生である者
- (4) 学長等の推薦を受けた者

(奨学金の額)

第27条 給費奨学金の額は、全課程一律50,000円とする。

(保証人)

第28条 保証人は、給費奨学生願書に連署しなければならない。
保証人は本人の父母兄弟またはこれに代わる者でなければならない。

(期間終了後の報告)

第29条 給費奨学生は、卒業または期間終了したとき、本法人指定の「期間終了報告書」を提出しなければならない。

第4章 その他

(規程の改廃)

第30条 本規程の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附則

- この規程は昭和 30 年 4 月 1 日以後適用する。
- この規程は昭和 48 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 52 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 53 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 55 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 56 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 62 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は昭和 63 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 2 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 4 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 5 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 6 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 8 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 13 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 14 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 16 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 18 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 20 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 22 年 4 月 1 日より適用する。
- この規程は平成 23 年 4 月 1 日より適用する。(理事会承認日 23. 3. 26)
- この規程は平成 25 年 4 月 1 日より適用する。(公益財団法人に改組)
- この規程は平成 26 年 4 月 1 日より適用する。(給費併用型貸費奨学金新設他)
- この規程は平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(給費併用型の給費額増額)
- この規程は 2021 年 4 月 1 日より適用する。(給費奨学金額増額, 貸費奨学金削除他)
- この規程は 2022 年 4 月 1 日より適用する。(給費奨学金額増額, 他削除・変更)

